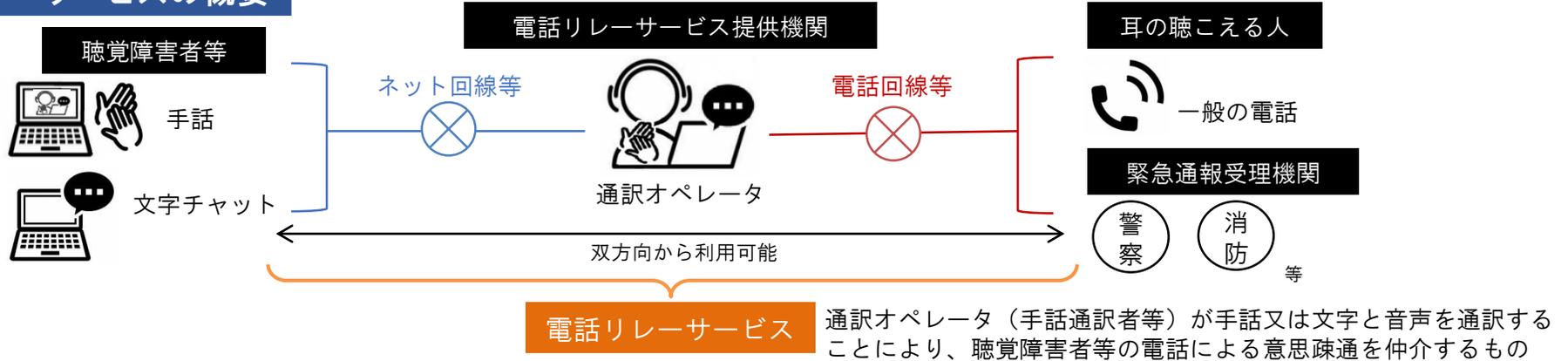


聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の概要

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、①国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、②聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる。

電話リレーサービスの概要



法律案のポイント①： 国による基本方針の策定等

国及び電話提供事業者等の責務について定めるとともに、総務大臣が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本方針を定めること*を規定する。

※電話リレーサービスの提供条件として、通訳方式は手話・文字の両方、提供日時は24時間／365日、利用料金は耳の聴こえる人の電話料金と同等とすること等を定めることを想定。

※電話リレーサービス以外の聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に係る取組みとして、音声認識やAI(人工知能)の技術開発の推進の方向性等について定めることを想定。

法律案のポイント②： 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等

電話リレーサービスの提供の業務を行う者（電話リレーサービス提供機関）を指定し、電話提供事業者に負担金の納付を義務付け、当該機関に対して電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付するための制度を創設する。

